

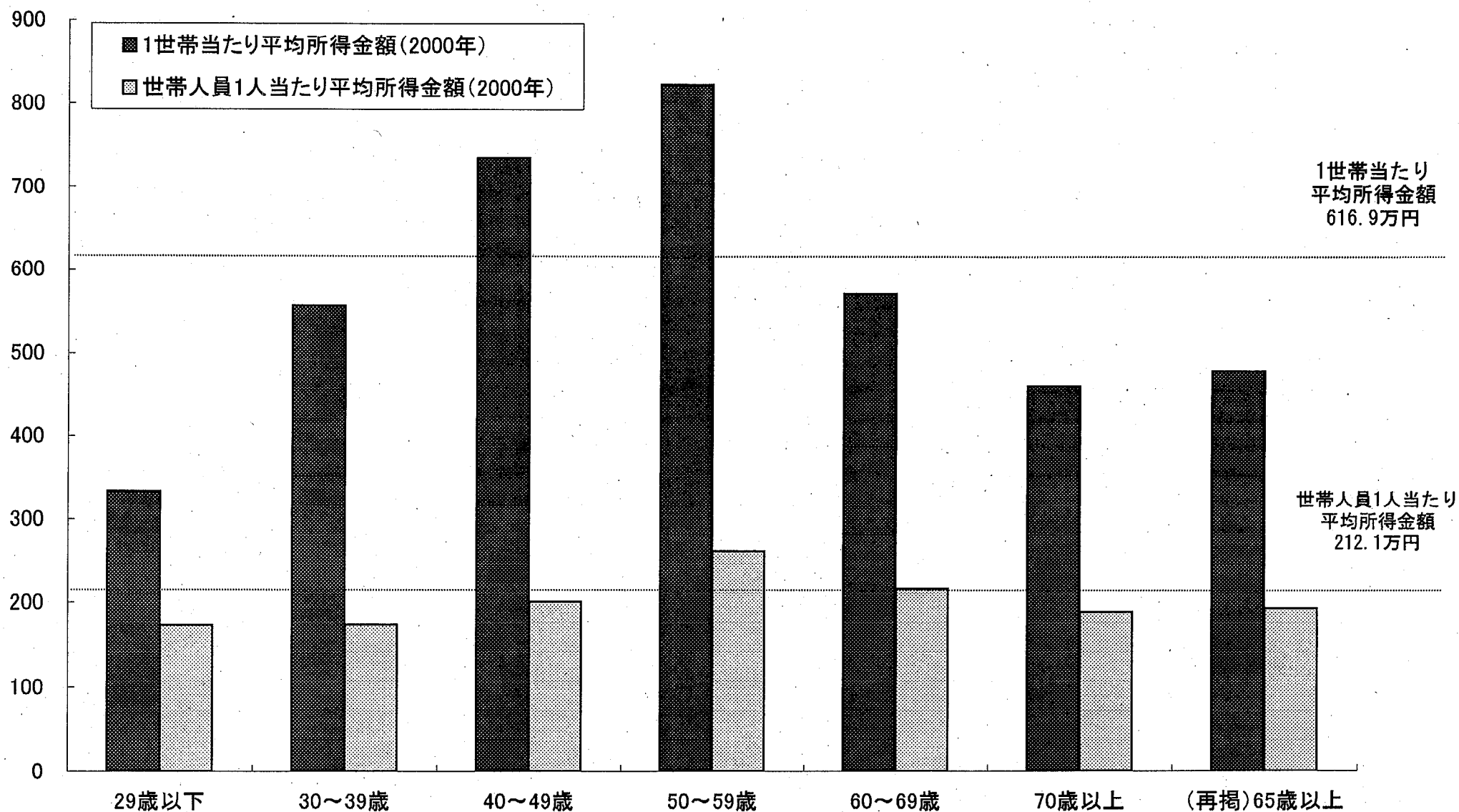
資 料

目 次

- 世帯主年齢階級別にみた1世帯当たり・世帯人員1人当たり平均所得金額 1
- 世帯主年齢階級別 当初所得、可処分所得 2
- 世帯主年齢階級別 世帯所得、世帯員1人当たり所得の実質伸び率 3
- 高齢者世帯の所得階層別にみた世帯分布 (2000年) 4
- 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別
世帯数の構成割合 (1999年) 5
- 高齢者世帯における世帯業態別にみた所得の種類別1世帯当たり平均所得及び構成割合 (1999年) . . 5
- 夫婦高齢者世帯 (無職世帯) 及び勤労者世帯の年平均1か月間の収入と支出 (2001年) 6
- 世帯主年齢階級別にみた世帯人員1人当たり消費支出の推移 (1985年=100とした指数) 7
- 世帯主年齢階級別 貯蓄現在高、負債現在高、金融資産高 (1999年) 8
- 世帯主年齢階級別1世帯当たり家計資産額 (1999年) 9
- 世帯主が65歳以上の世帯の貯蓄額現在高分布 (2000年) 10
- 高齢社会対策大綱 (抄) 11

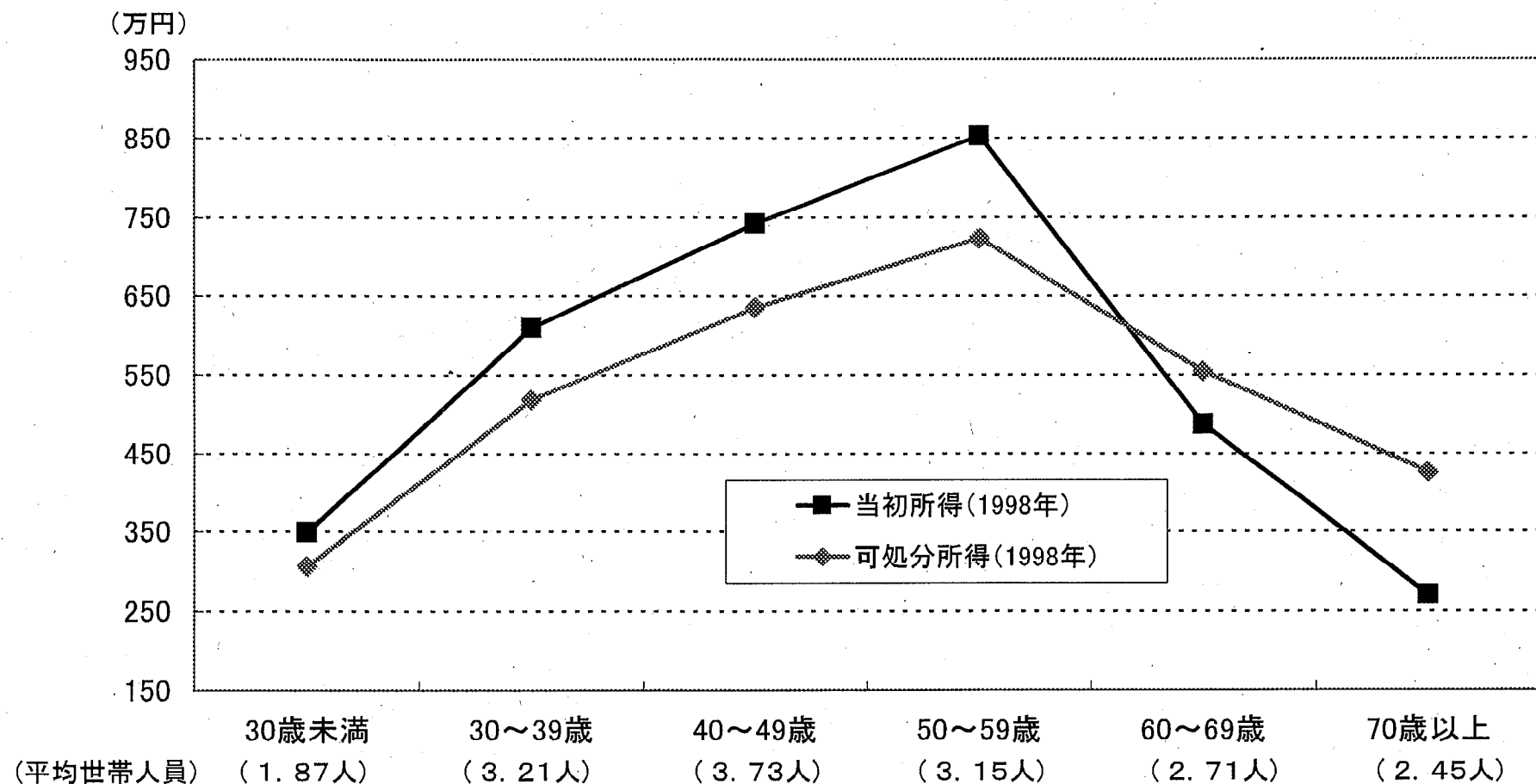
世帯主年齢階級別にみた1世帯当たり・世帯人員1人当たり平均所得金額

(万円)



(資料) 厚生労働省「平成13年 国民生活基礎調査」

世帯主年齢階級別 当初所得、可処分所得

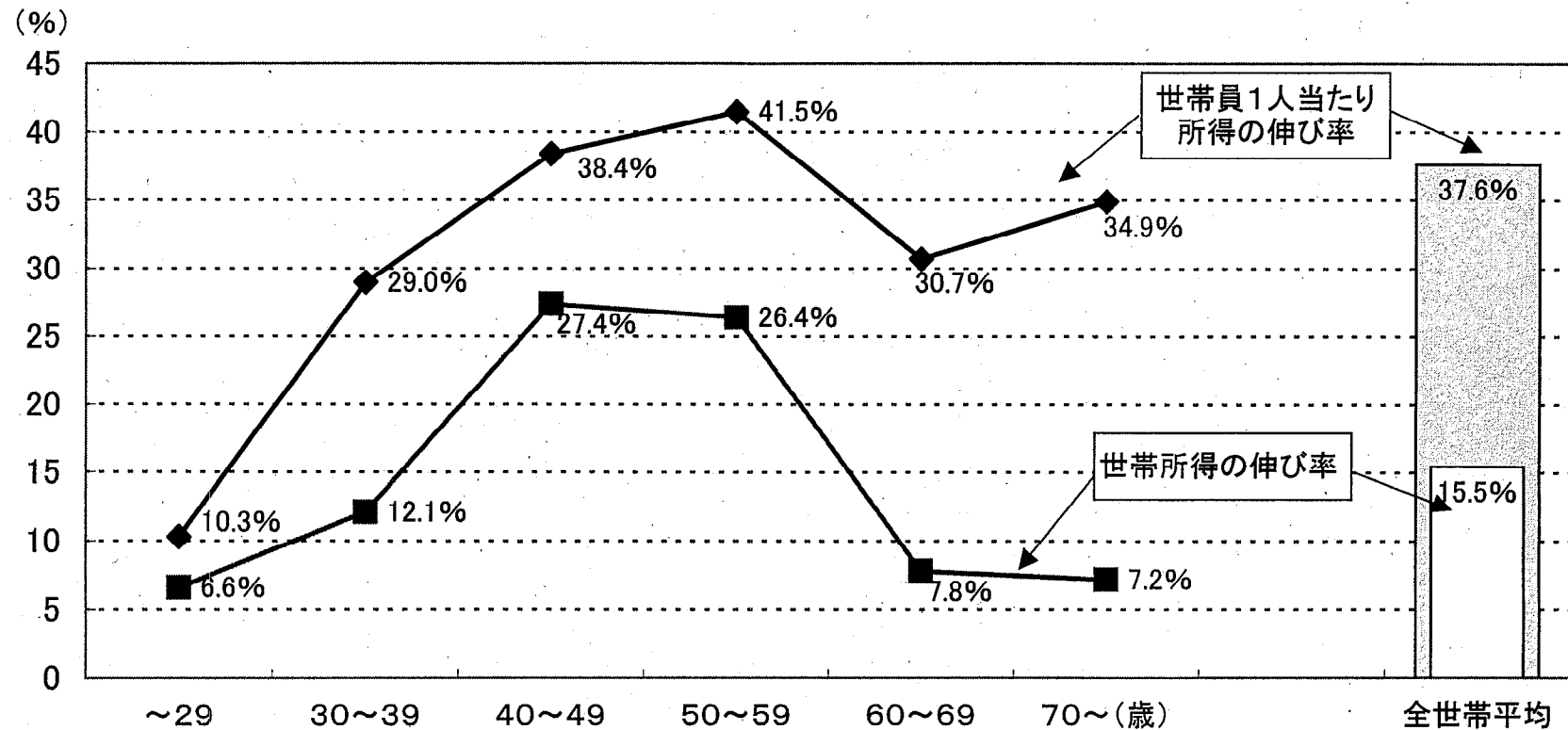


(注) 1. 当初所得＝雇用者所得＋事業所得＋農耕所得＋畜産所得＋財産所得＋家内労働所得＋雑収入
 ＋私的給付(仕送り、企業年金、退職金、生命保険金等)

2. 可処分所得＝当初所得＋社会保障による現金給付額－税及び社会保険料

(資料)厚生労働省「平成11年 所得再分配調査」

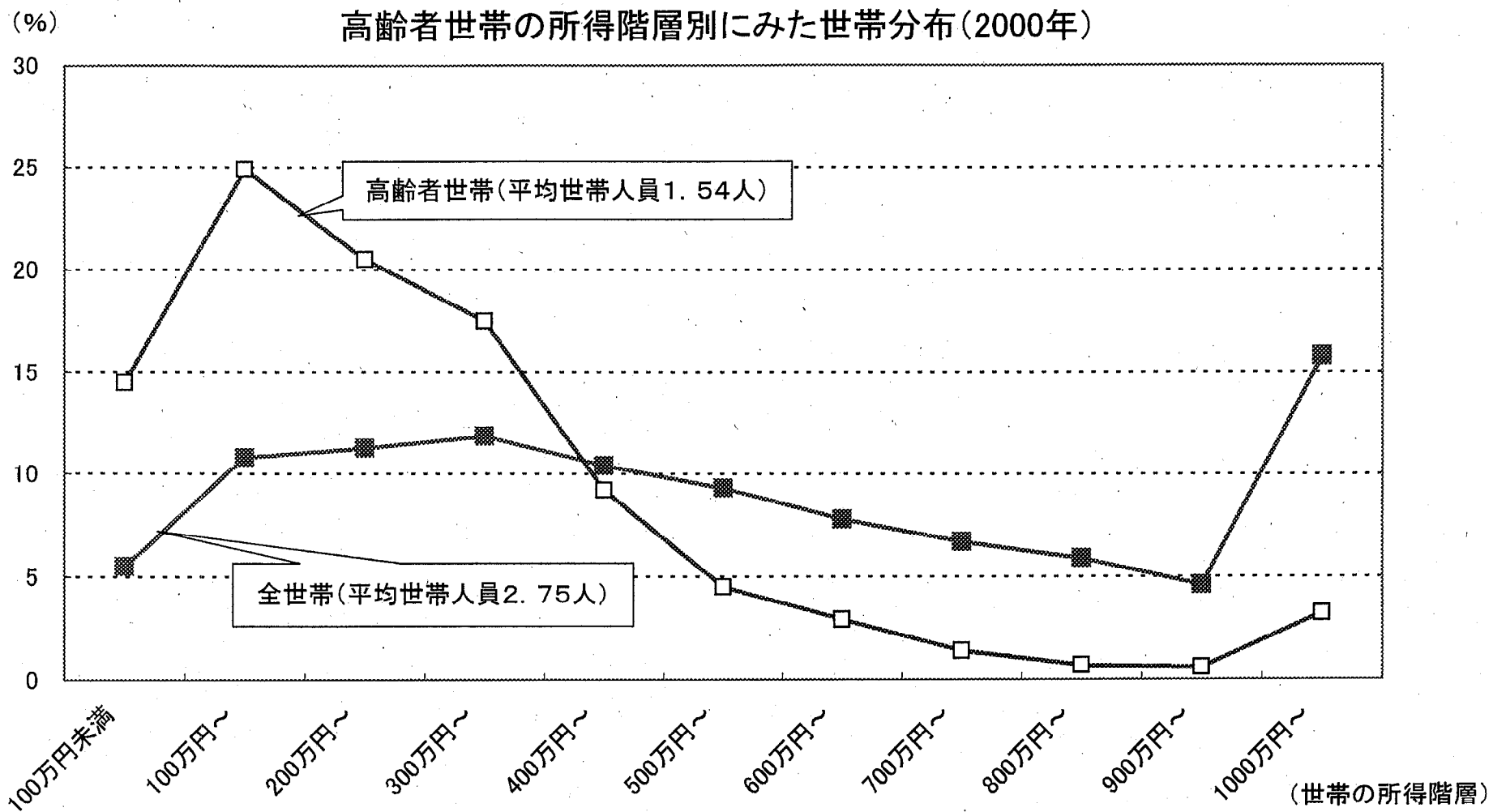
世帯主年齢階級別 世帯所得、世帯員1人当たり所得の実質伸び率
(1980～2000年)



(資料)厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」、総務省統計局「消費者物価指数」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成

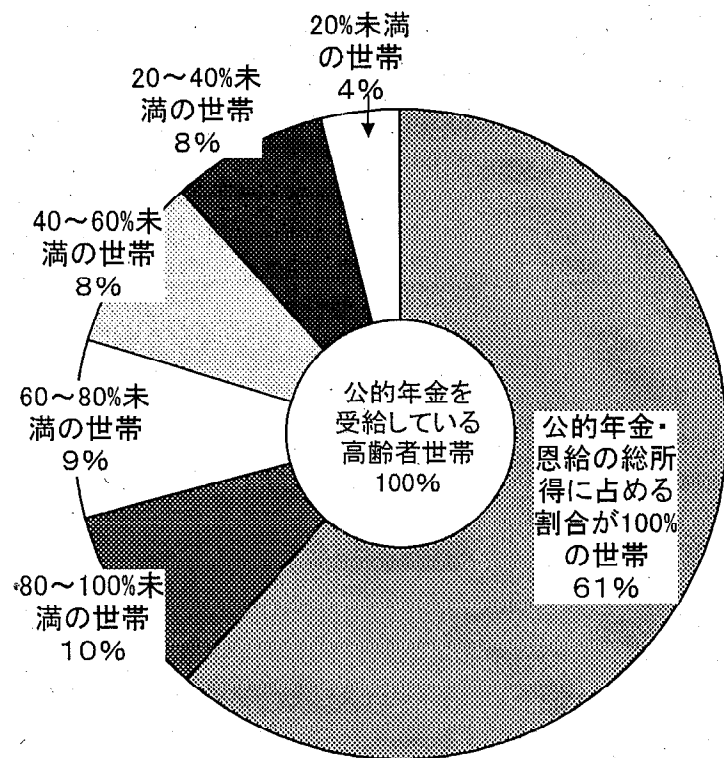
(注)実質伸び率は、消費者物価指数(総合指数)を用いて算出している。

(出典)平成14年版 厚生労働白書

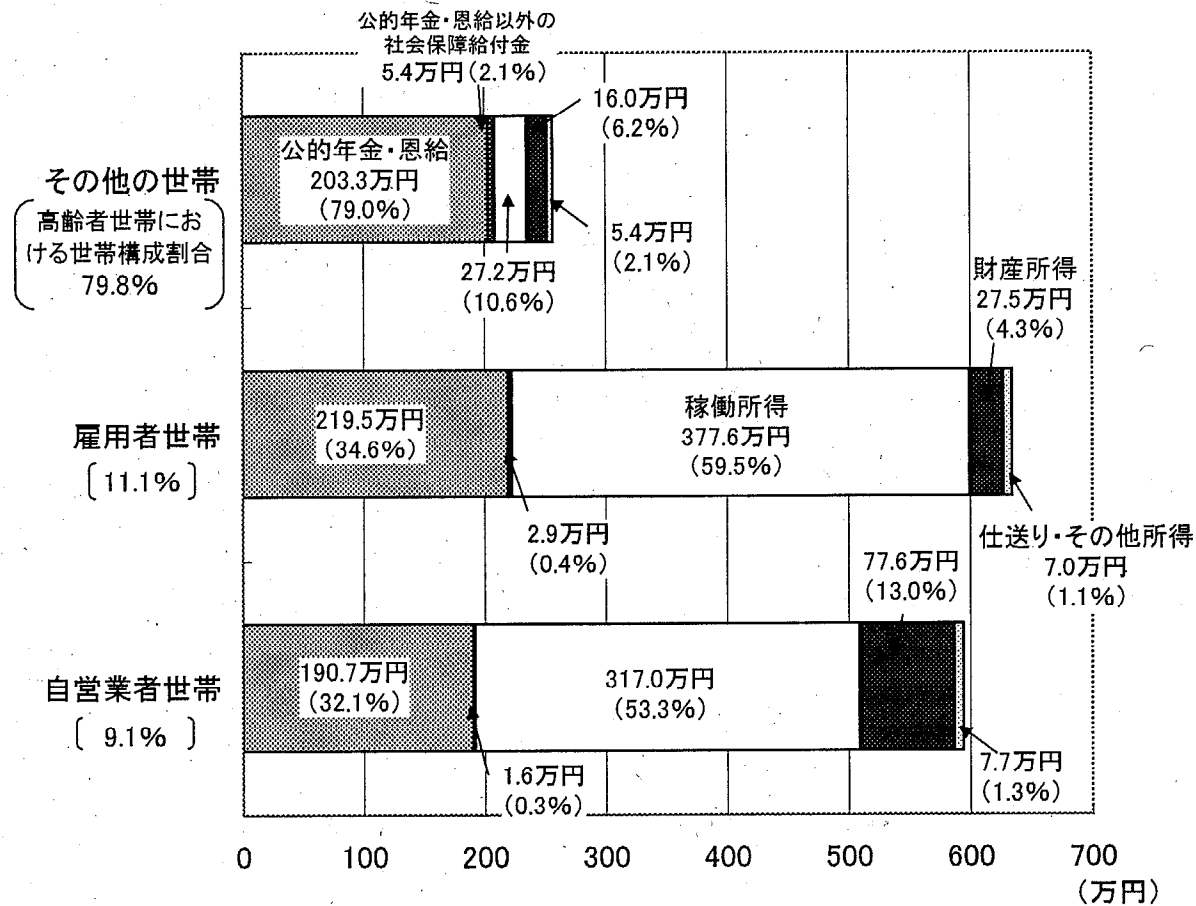


(注) 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯
 (資料) 厚生労働省「平成13年 国民生活基礎調査」

公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合(1999年)



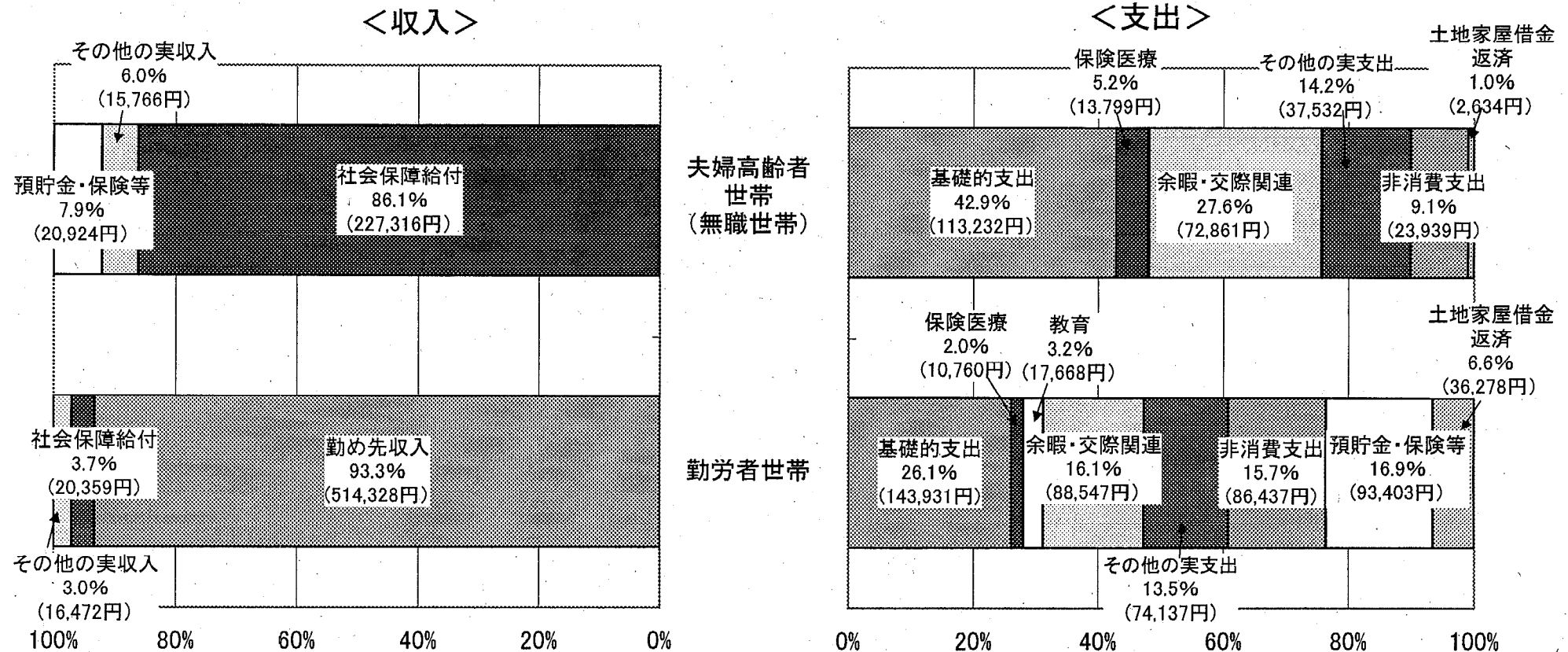
高齢者世帯における世帯業態別にみた所得の種類別1世帯当たり平均所得及び構成割合(1999年)



- (注) 1. 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯。
 2. ①雇用者世帯は、最多所得者が他人に雇われて賃金を得ている世帯。
 ②自営業者世帯は、最多所得者が自営業を行っている世帯。
 ③その他の世帯は、最多所得者が上記に該当しない世帯。
 3. ①稼働所得とは、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得。
 ②財産所得とは、家賃・地代の所得、利子・配当金。

(資料)厚生労働省「平成12年 国民生活基礎調査」

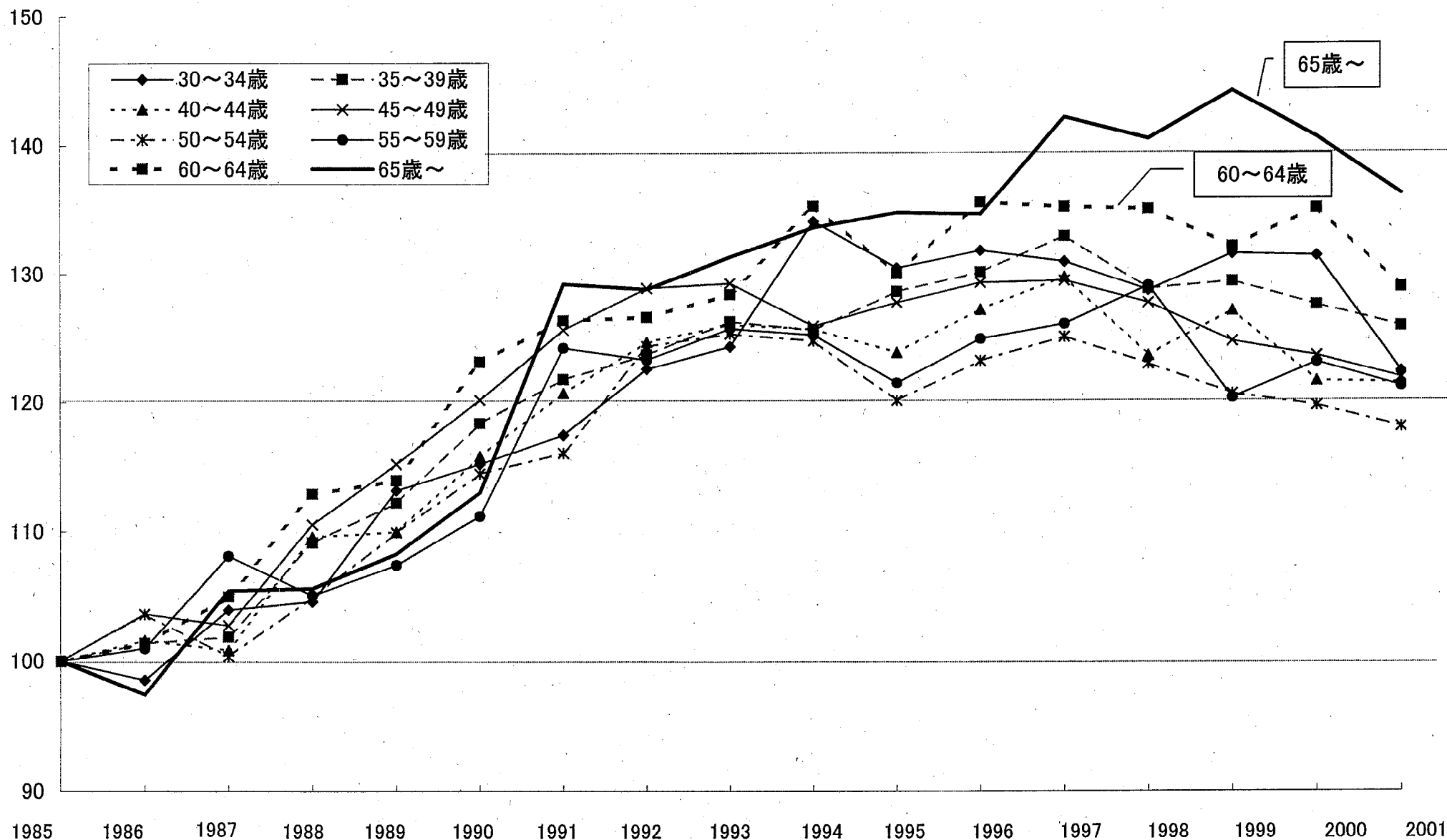
夫婦高齢者世帯(無職世帯)及び勤労者世帯の年平均1か月間の収入と支出(2001年)



- (注) 1. 夫婦高齢者世帯とは、65歳以上の夫婦1組の世帯をいう。
 2. 基礎的支出＝食料＋住居＋光熱・水道＋家具・家事用品＋被服・履物
 3. 余暇・交際関連＝教育娯楽＋小遣い＋交際費
 4. 非消費支出＝直接税＋社会保険料＋他の消費支出(罰金等)

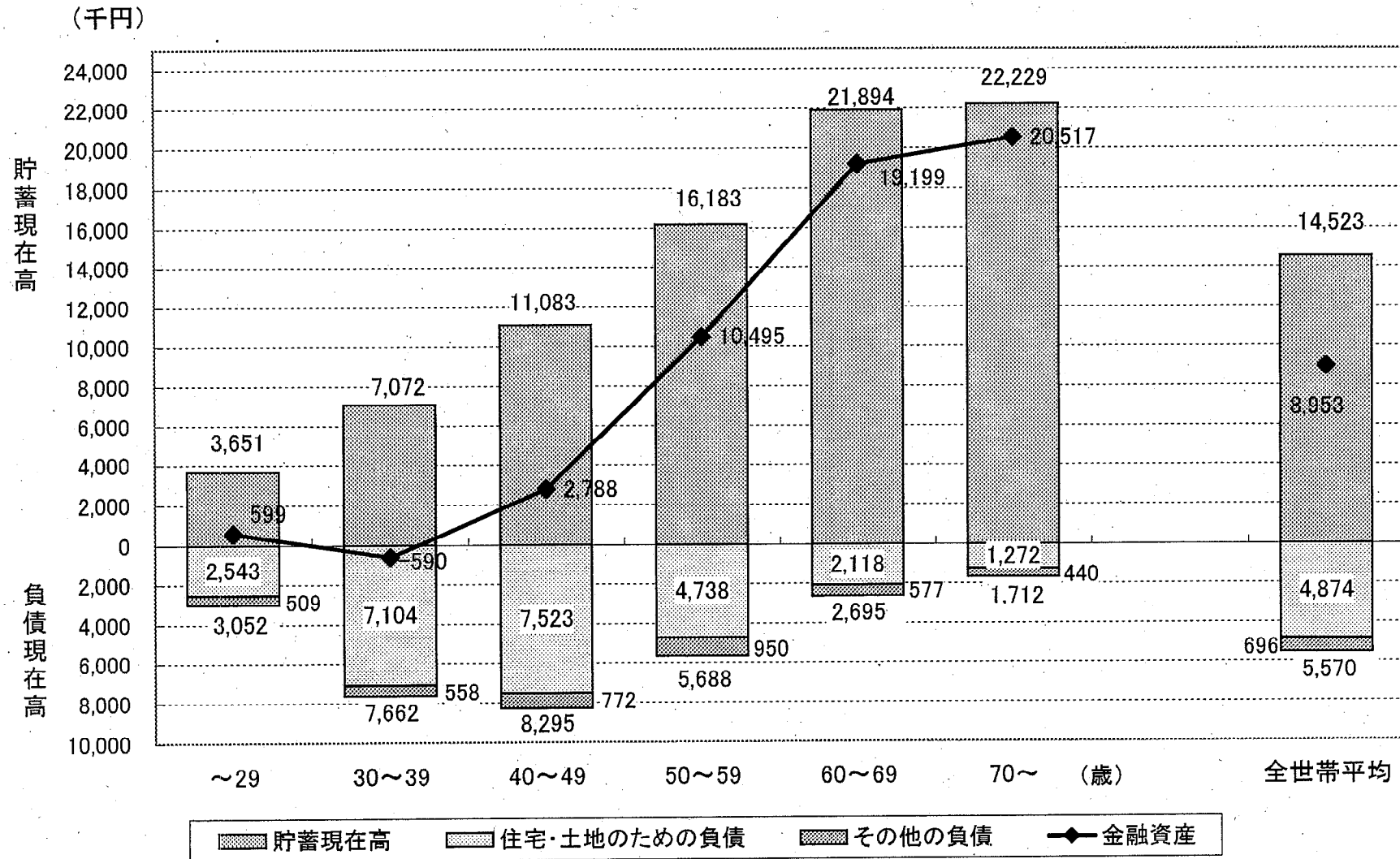
(資料)総務省統計局「平成13年 家計調査年報」

世帯主年齢階級別にみた世帯人員1人当たり消費支出の推移(1985年=100とした指数)



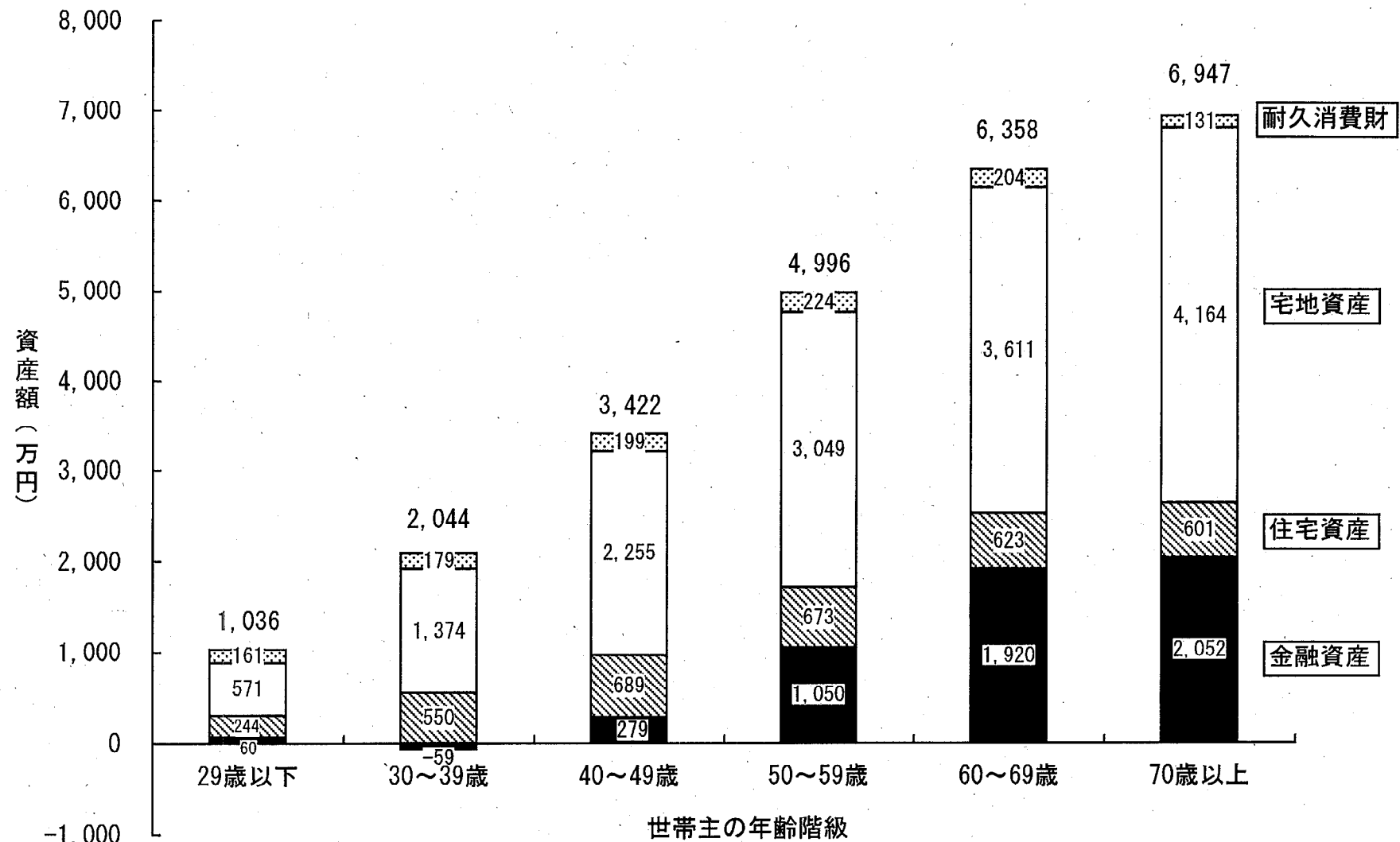
(資料)総務省統計局「家計調査年報」

世帯主年齢階級別 貯蓄現在高、負債現在高、金融資産高(1999年)



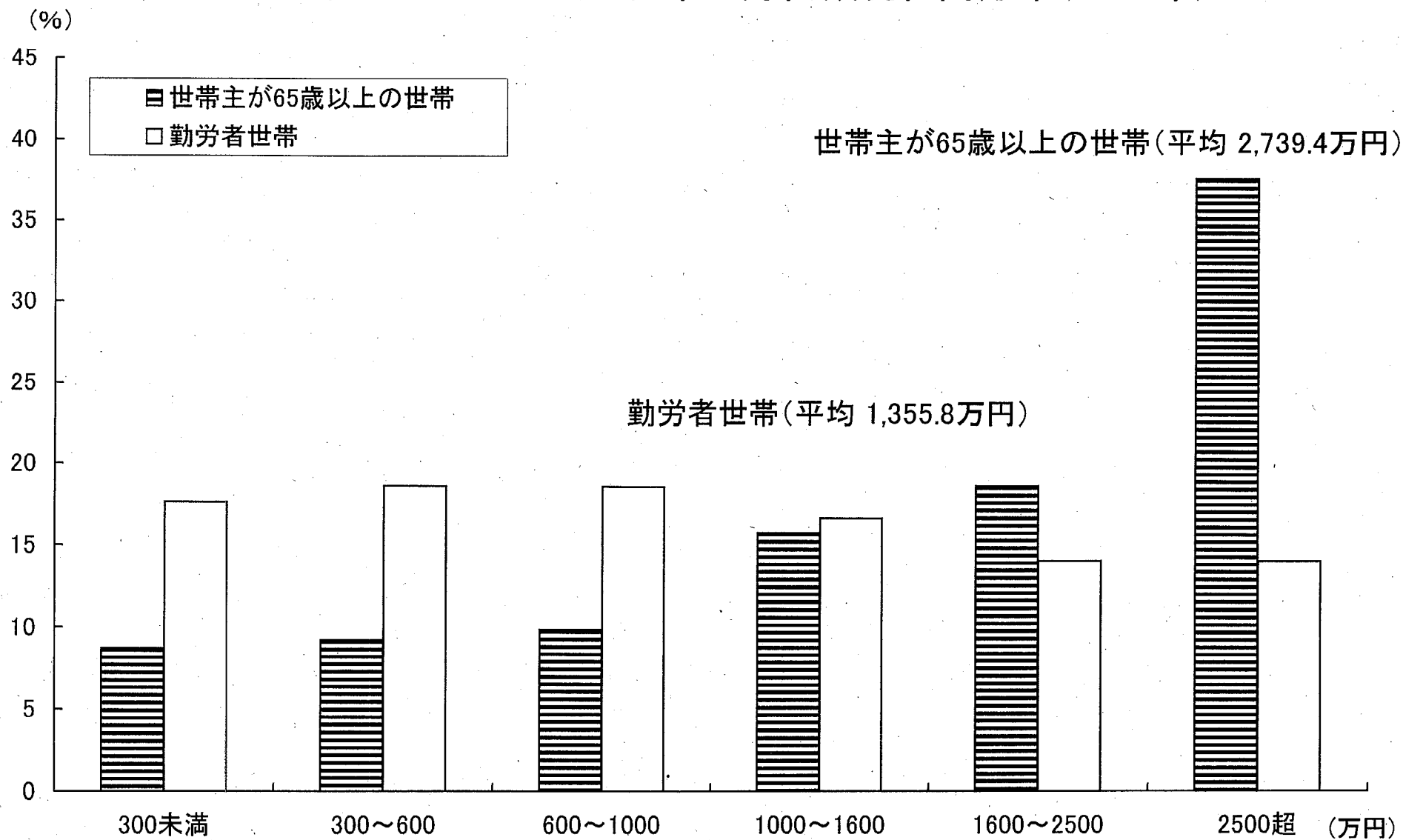
(資料) 総務省統計局「平成11年 全国消費実態調査」

世帯主年齢階級別 1 世帯当たり家計資産額（1999年）



（資料）総務省統計局「平成11年 全国消費実態調査」

世帯主が65歳以上の世帯の貯蓄額現在高分布(2000年)



(資料)総務省統計局「平成12年 貯蓄動向調査」

高齢社会対策大綱（抄）

（平成 13 年 12 月 28 日 閣議決定）

第 1 目的及び基本姿勢

2 基本姿勢

高齢社会対策は、法第 2 条に掲げる次のような社会が構築されることを基本理念として行う。

- (1) 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- (2) 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会
- (3) 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

これらの基本理念を実現するため、国及び地方公共団体はもとより、企業、地域社会、NPO（非営利活動団体）、家庭、個人等社会を構成するすべての者が相互に協力し合い、それぞれの役割を積極的に果たすことにより、社会全体が支え合う体制の下、次の基本姿勢に立って、高齢社会対策を推進するものとする。

(1) 旧来の画一的な高齢者像の見直し

高齢者は、全体としてみると健康で活動的であり、経済的にも豊かになっている。他方、高齢者の姿や状況は、性別、健康状態、経済力、家族構成、住居その他に応じて多様であり、ひとくくりに論ずることはできない。

このような高齢者の実態を踏まえ、健康面でも経済面でも恵まれないという旧来の画一的な高齢者像にとらわれることなく、施策の展開を図るものとする。

第 2 横断的に取り組む課題

2 年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣行等の見直し

年齢だけで高齢者を別扱いしていることが結果的に高齢者が就業その他の多様な社会的活動に参加することの妨げになっていないかという観点から、就業における年齢制限その他の制度、慣行等について見直しを行うものとする。

他方、高齢者を年齢だけで一律に優遇している扱いについても、寿命が伸び、高齢者の所得、健康等の状況が変化している中で真に必要なか、必要な場合であっても基準としている年齢が適当かについて、見直しを行うものとする。

また、高齢者に係る人権侵害の問題については、関係機関の連携により積極的な対応を行うものとする。

さらに、加齢による身体機能の低下にかかわりなく、国民が快適に暮らすことを可能にするため、ユニバーサルデザインの普及を促進するものとする。